

# 職場管理の労働法ポイント講習会

社団法人  
東京建設業協会

最近では、何時でも何処でも誰でも原告になれます。『今まで訴えられる事がなかった事』でも裁判が起こされる状況にあります。会社が訴訟に巻き込まれたとき、「裁判所」で会社側の主張が認められるためには、その会社の管理者1人ひとりの日常の言動や行動が「法律」に適ったものでなければなりません。

そのためにも「管理者」は普段から法律的素養を身につけておくことが必要となります。本講習会では、(1)職場管理のための法律的素養を体系的に学び、(2)職場管理者として、「法律」に準拠した、(3)適確な労務管理を実施するためのポイントについて、法令・判例を踏まえて実践的に学んでいただきます。

この機会に、人事・労務担当者並びに職場管理者の方々のご参加をお待ちしております。

## 開催日時

平成19年9月21日(金) 午後1時30分～午後4時30分 (午後1時より受付)

## 内容・講師

1. 労働問題の考察方法について  
労務管理の重要性について、予防法学の重要性について 他
2. 職場における法律関係の基礎について  
従業員の法的地位について、上司が部下に命令できる根拠は 他
3. 労働時間の管理について  
法定労働時間と所定労働時間、残業や休日出勤を命じるときの注意点は 他
4. 休暇の管理について  
法定休暇と会社休暇、年次有給休暇の取得目的を聞くことは 他
5. 女性社員の関係について  
雇用機会均等法の内容は、セクハラへの対応は 他
6. 健康の管理について  
安全配慮義務の内容は、健康管理面の注意点は 他
7. 生活の管理について  
社員のアルバイトへの対応は、私生活上の非行に関与できるか
8. 懲戒・退職について  
部下の懲戒処分と指導教育上の注意点は、退職勧奨時の留意点は 他
9. パートタイマー・派遣社員の管理について  
パートの年次有給休暇の取り扱いは、派遣社員に残業命令や懲戒は可能か 他
10. その他の問題について  
企業秘密漏洩防止のための留意点は、組合活動への言動に関する留意点は 他

講師：社団法人日本経営協会

弁護士 清水 謙 氏

## 受講料

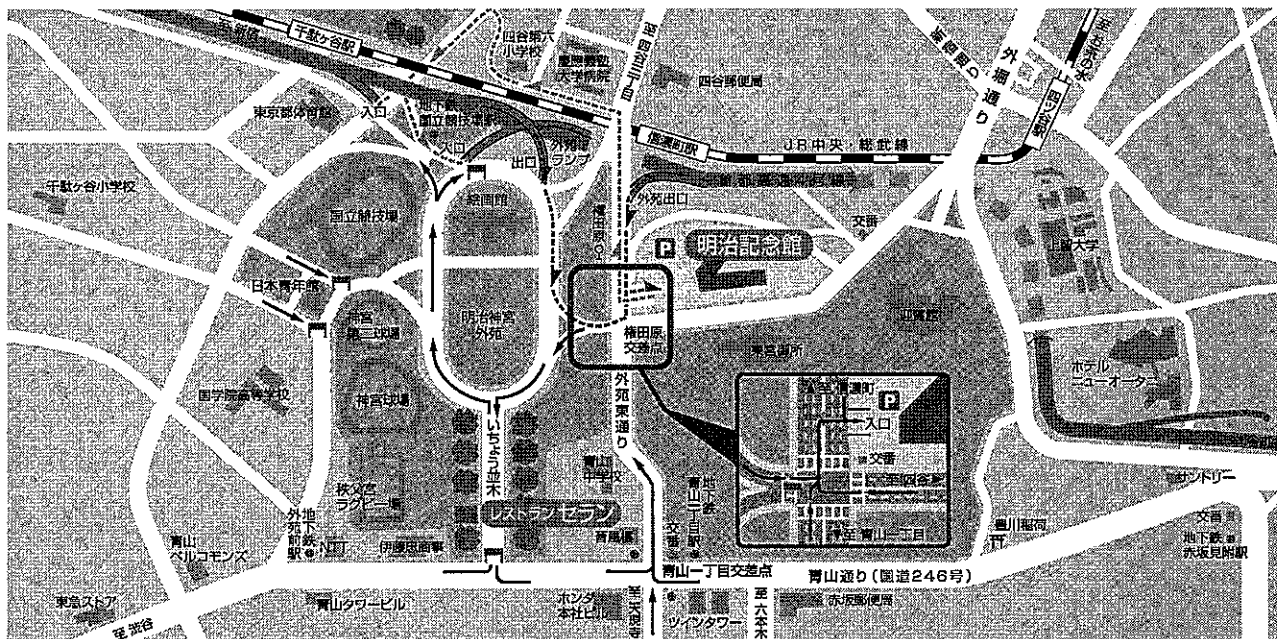
無料

## 申込方法

- ・定員50名
- ・申込書によりFAX (03-3555-2170) にてお申込み下さい。
- ・受け付けられますと、受付番号を記入のうえ返送させていただきます。
- ・定員等の都合により受け付けられない場合は、その旨ご連絡いたします。
- ・当日は申込書をご持参下さい。

## 会場

港区元赤坂2-2-23 明治記念館1階 相生の間 [電話03-3403-1171]



### 交通

JR信濃町駅 徒歩3分

東京メトロ(銀座線・半蔵門線)青山一丁目駅(2出口) 徒歩6分

都営大江戸線国立競技場駅(A1出口) 徒歩6分

## 問い合わせ先

社団法人東京建設業協会 講習会係 (TEL 03-3552-5656 FAX 03-3555-2170)

〒104-0032 中央区八丁堀 2-5-1 東京建設会館 5階

各種研修会等のご案内については、東建ホームページ (<http://www.token.or.jp>) に掲載しております。